

運營業務に係る対価の支払方法、モニタリング及び対価の減額について

目次

1 対価の構成	1
2 対価の支払い方法.....	2
3 運營業務委託費の改定	2
(1) 改定の基本的な考え方	2
(2) ごみ量変動に基づく改定	3
(3) 物価変動に基づく改定方法.....	3
4 モニタリング及び対価の減額の基本的な考え方	4
(1) モニタリングの基本的考え方	4
(2) モニタリング方針	5
(3) 運營業務委託費の減額に関する基本的考え方	5
(4) 減額システムの運用について	5
5 運転停止型減額措置	5
(1) 減額等の措置を講じる状態.....	5
(2) 減額措置の手順.....	6
6 運転継続型減額措置	7
(1) モニタリング手法の確定の手続.....	7
(2) モニタリングの方法.....	7
(3) 削減額の算定方法	8
7 余剰電力量未達減額措置	10
(1) 運營業務者による計画余剰電力量の算出	10
(2) 組合における余剰電力量達成状況の確認	10
8 提案構成市町内発注金額未達減額措置	10
(1) 運營業務者における構成市町内発注金額の算出	10
(2) 組合における構成市町内発注金額達成状況の確認.....	10

1 対価の構成

事業者が本事業における事業契約書等に規定された業務を提供することにより、組合が事業者を支払う対価は次のとおりである。

これらの詳細を以下の表 1 の運營業務委託費の構成に示す。

表 1 運営業務委託費の構成

運営業務委託費	対象となる費用等
<p>『運営固定費』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営業務に対して、処理対象物量（小動物死骸を含む）の多寡に関係なく支払う対価 ・算出式は以下のとおりである。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>運営固定費 = 運転経費 + 維持管理費 + 人件費 + その他経費</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 左記業務を行う上で必要となるすべての費用から、運営変動費を控除した金額とする。 ● 運転経費は、光熱水費の基本料金等とする。 ● 維持管理費は、法定点検・定期点検等の保守管理費及び補修工事、更新工事及び保全工事等の修繕工事費用とする。 ● 人件費は、左記に掲げる業務に係る全人件費とする。 ● その他経費には、保険料、公租公課及び SPC 運営費用*（人件費、監査費用）、運営事業者の利益等、運営開始前に必要となる諸費用を含む（例えば、登録免許税等 SPC 設立費用*等）。 <p>※SPC を設置する場合に限る</p>
<p>『運営変動費』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理対象物量に応じて支払う対価 ・算出式は以下のとおりである。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>運営変動費 = 処理対象物量 × 変動費単価</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 処理対象物量の増減に応じて比例的に増減する費用とする（例えば、光熱水費の一部、燃料費、薬剤費、消耗品費等）。 ● 年間変動費を計画ごみ処理量で除すことにより、変動費単価を提案すること。 ● 運営事業者の利益は含まない。

2 対価の支払い方法

運営業務委託費は、平成 34 年 4 月から平成 54 年 3 月までの 20 年間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、四半期に 1 回運営事業者に対して支払うものとする。運営事業者は月間業務完了報告書を翌月の 10 日までに提出し、組合は提出を受けた日から 14 日以内にこの報告書の承諾について文書等により通知する。運営事業者は、四半期毎に組合からの通知を受けた後速やかに請求書を組合へ提出する。組合は、請求書を受理した日から 30 日以内に運営業務委託費を支払うものとする。

運営固定費は、四半期均等（内訳毎に四半期均等）とする。運営変動費については、当該四半期の実績処理対象物量、ごみ量変動及び物価変動を考慮した費用を四半期に 1 回支払う。

3 運営業務委託費の改定

(1) 改定の基本的な考え方

ごみ量変動及び物価変動の影響については表 2 運営業務委託費の改定により運営業務委託費に反映させるものとする。

また、実績ごみ質が計画ごみ質に対して差異が生じ、事業者の提案した変動費単価が実態に整合しないと組合又は事業者が認めた場合には、協議を行うものとする。

ア ごみ量変動

実績処理対象物量と事業者が提案した変動費単価の積により求めることでごみ量変動を反映させるものとする。

イ 物価変動

運営固定費及び運営変動費の構成内容ごとについて、それぞれ改定に用いる指標を設定し、改定率を乗じることで反映させるものとする。

表 2 運營業務委託費の改定

運營業務委託費	改定の有無 (●：改定する，－：改定しない)	
	ごみ量変動	物価変動
運営固定費	－	●
運営変動費	●	●

(2) ごみ量変動に基づく改定

運営費変動費について、次式によりごみ量変動に基づく改定を行う。

$$\cdot \text{運営変動費 (円)} = \text{実績処理対象物量 (t)} \times \text{変動費単価 (円/t)}$$

なお、入札価格の算定にあたり、運営変動費については、要求水準書に示す計画年間ごみ処理量を表 1 に示す式に代入して得られる金額を用いるものとする。

(3) 物価変動に基づく改定方法

物価変動に基づき、運営固定費及び運営変動費について、改定を行う。なお、改定の周期は1年に1回とし、各年度の改定は下記のとおり行う。なお、物価変動に基づく運營業務委託費の改定は、前年度の9月末までに見直しを行い、翌年度の委託費を確定させる。

ア 2017年9月から2018年8月までの平均値を基準とし、表 3 に示す指標ごとに当該支払い年度の改定を行う月（以下「改定月」という。）から直近一年間の平均値を用いて表 4 に示す算定式により運営固定費及び運営変動費を求めるものとする。

イ 改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

ウ 事業者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、組合と事業者で協議を行うものとする。

エ 物価変動に基づいて改定した当該月の運営固定費及び運営変動費を四半期に1回支払う。

表 3 物価変動に基づく改定に用いる指標

構成	構成内容 ／改定の対象	使用する指標
運営固定費	運転経費	「消費税を除く国内企業物価指数／電力・都市ガス・水道」 (日本銀行調査統計局)
	維持管理費	「消費税を除く国内企業物価指数／はん用機器」(日本銀行調査統計局)
	人件費	毎月勤労統計調査「賃金指数(現金給与総額)／調査産業計」(厚生労働省)
	その他経費	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」(日本銀行調査統計局)
運営変動費	変動費単価	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」(日本銀行調査統計局)

表 4 運営業務委託費の改定の算定式一覧

項目	記号	備考
入札時の運営業務委託費	F_t	入札時に提示される [t] 年度の運営業務委託費。
改定後の運営業務委託費	F'_t	物価変動等に基づく改定後の [t] 年度の運営業務委託費。
基準とする物価指数	I_{2018}	表 3 に示す指標の 2017 年 9 月から 2018 年 8 月までの平均値とする。
改定のための物価指数	I'_t	表 3 に示す指標の [t] 年改定月から直近一年間の平均値。
当該支払い年度	t	西暦

■算定式：
$$F'_t = F_t \times \frac{I'_t}{I_{2018}} \quad (\text{改定率} : \frac{I'_t}{I_{2018}})$$

4 モニタリング及び対価の減額の基本的な考え方

(1) モニタリングの基本的考え方

入札公告時に組合が提示した要求水準書等及び事業提案書が定める、本施設が備えているべき性能及び機能（以下「要求性能」という。）に基づいて適正かつ確実な運営業務の履行水準の確保がなされているかどうかを、監視、測定、評価する。モニタリングにより要求性能が発揮されていない、又は発揮されないおそれがあると判断した場合には、焼却処理の停止、是正勧告、運営業務委託費の減額等の措置を行うものとする。なお、これらの措置を講じることは、運営業務委託契約に基づく組合の契約解除権の行使を妨

げるものではないことに留意すること。

(2) モニタリング方針

モニタリングは、運営事業者が行うセルフモニタリングに基づく運営業務についての各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で組合が随時のモニタリングを行うこととする。

(3) 運営業務委託費の減額に関する基本的考え方

運営業務委託費の減額は以下の方針に基づいて行うものとする。

- ア 運営事業者の行う業務において要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行があった場合に減額する。
- イ 減額は、適切な業務改善を運営事業者に促すための経済的動機付けが可能な範囲に留意して行うものとし、減額により運営業務そのものが損なわれること等がないように実施する。
- ウ 減額金額は運営業務委託契約に基づき運営事業者が組合に対して負担する違約金、損害賠償に充当されない。
- エ 運営業務における減額措置は、異常事態の発生、計画外での焼却処理の停止又はその他運営事業者の運営業務委託契約に基づく債務の不履行により、焼却処理を停止した場合（組合の指示により停止した場合を含む）の減額（以下「運転停止型減額措置」という。）と焼却処理を継続できるが要求水準書等に規定する業務水準が達成されていないと判断した場合の減額（以下「運転継続型減額措置」という。）に分けて行うものとする。
- オ 軽微な不履行については直ちに減額するのではなく、運営事業者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することで、減額されない仕組みを基本とする。

(4) 減額システムの運用について

本事業における運転停止型減額措置の場合は、ただちに運営業務委託費の減額となるが、運転継続型減額措置の場合は、適切な改善を運営事業者に促すための経済的動機付けとして規定するものであることから、軽微な不履行については直ちに減額するのではなく、運営事業者が自ら改善措置をとり、一定の改善期間の中で速やかに解決することが望ましい。そのため、組合と運営事業者の間でこうした問題を効率よく解決できる機能を有する協議組織・体制等の構築を図るものとする。

5 運転停止型減額措置

(1) 減額等の措置を講じる状態

異常事態の発生、計画外での焼却処理の停止又はその他運営事業者の運営業務委託契約に基づく債務の不履行等により、焼却処理を停止した場合。

(2) 減額措置の手順

ア 復旧手続き

組合と運営事業者は、次に掲げる事項を次に掲げる順序で行い、焼却処理が停止された施設の復旧に努めるものとする。

- (ア) 運営事業者による当該施設が異常事態に至った原因と責任の究明
- (イ) 運営事業者による当該施設の復旧計画の提案及び組合の承諾
- (ウ) 運営事業者による当該施設の改善作業への着手
- (エ) 組合による当該施設の改善作業の完了確認
- (オ) 運営事業者による復旧のための試運転の開始
- (カ) 組合による当該施設の運転データの確認
- (キ) 当該施設の運転再開

なお、停止基準を逸脱した理由が測定機器の誤動作等の軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続きにすることが可能であるものとする。

- (ア) 運営事業者による当該施設が異常事態に至った原因と責任の究明
- (イ) 運営事業者による当該施設の運転再開計画の提案及び組合への報告
- (ウ) 運営事業者による当該施設の改善作業への着手
- (エ) 組合による当該施設の改善作業の完了確認
- (オ) 組合による当該施設の運転データの確認
- (カ) 当該施設の運転再開

イ 減額の算定方法

焼却処理を停止した状況において減額する金額については、1日あたりの運営固定費に停止日数と当該状況下において処理対象物を受け入れた日と受け入れ不能であった日それぞれ毎に予め設定する減額率を乗じた額の累計額を当該月の運営固定費の支払い額から減額する。

$$(\text{減額}) = \Sigma (1 \text{ 日あたりの運営固定費 : 円 / 日}) \times (\text{停止日数 : 日}) \times (\text{減額率 : \%})$$

ただし、「1日あたりの運営固定費：円／日」とは、年間の運営固定費を当該年度の日数で除した額を表す。

ウ 減額率

状 態		減額率
焼却処理を停止	処理対象物をごみピットで受け入れた日	0% (減額しない)
	処理対象物をごみピットで受け入れ不能であった日	100% (支払停止)

6 運転継続型減額措置

(1) モニタリング手法の確定の手続

運転継続型減額措置は、適切な改善を運営事業者に促すための経済的動機付けとして規定するものであり、ただちに運営業務委託費を減額する運転停止型減額措置の場合と異なるものである。そのため、まず組合と運営事業者はモニタリング手法を以下の手続に基づいて合意して確定し、当該モニタリング手法を運用するものとする。

ア 運営事業者の事業提案書に基づき、運営業務の仕様・水準を確定する。

イ 運営事業者の提供する運営業務が、要求水準書等未達となる基準については事業契約締結後に詳細化する。

ウ 運営事業者は品質管理（PDCA サイクル）を行うものとし、品質管理方針・品質管理プログラム等の策定、業務の手順化の一環として「運営マニュアル」を作成し、業務執行体制の構築を行うとともに、自己監査（セルフモニタリング）を業務監査（日常、随時及び定期モニタリング等）に位置づけるものとする。

エ 運営事業者は、自らが行う品質管理を前提として、6 (2) イ に示す組合のモニタリング方針を踏まえた上で、協議組織・体制、モニタリングに関する各種報告様式等を提案し、組合と協議の上、具体的なモニタリング手法を確定し、これを運用するものとする。

オ なお、運営マニュアルは、運営事業者自らの業務の実施のために作成するものであり、これを遵守することにより運営事業者が免責となるものではない。

(2) モニタリングの方法

ア 運営事業者によるモニタリング

運営事業者は、自己の責任及び費用でセルフモニタリングを行い、下請企業を含んだ運営業務の履行体制及び品質管理システムの履行状況等を確認し、運営業務の履行状況について定期的又は随時に確認等を行い、事業契約書に定める運営業務についての各種報告書を期日までに作成して組合に提出するものとする。なお、特別目的会社を設立する場合には、監査済み財務書類についても期日までに作成して組合に提出するものとする。

イ 組合によるモニタリング

組合は、自己の責任及び費用で、運営事業者が実施する運営業務について以下のモニタリングを行い、業務の履行状況を確認する。

(ア) 定期モニタリング

運営事業者が毎月 10 日までに提出する月間業務完了報告書の内容が要求水準書等を満たしているか確認し、受領後 14 日以内に当該月間業務完了報告書の対象となる月の業務状況につき運営事業者に通知する。運営事業者は組合が行うモニタリングにつき、組合の要請に応じて合理的な協力を行う。なお、月間業務完了報告書の具体的内容（モニタリングの項目、方法及び提出時期）は、運営事業者の提案に基

づき契約後に組合と運営事業者が協議のうえ決定する。

(イ) 随時モニタリング

組合が、必要と認める場合、月間業務完了報告書による確認とは別に随時モニタリングを実施する。随時モニタリングにおいては、運営事業者は当該説明及び立会い等について最大限の協力をするものとする。

(ウ) 本施設の周辺環境モニタリング

組合は、自らの費用において、本施設の運営による周辺環境への影響を把握するため、周辺環境モニタリングを実施する。また、運営事業者は、合理的な範囲でこれに協力しなければならない。

(エ) 財務状況モニタリング（特別目的会社を設立する場合に限る）

運営事業者は、毎事業年度、財務書類（会社法第 435 条第 2 項に規定する計算書類）を作成し、会計監査人及び監査役による監査を受けた上で、株主総会に報告された事業報告並びにこれらの附属明細書の写しとともに毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に提出する。なお、組合は当該監査済財務書類を公開することができるものとする。また、運営事業者はこの報告の他に年 1 回、財務諸表を組合に提出すること。

(3) 削減額の算定方法

ア 減額等の措置を講じる状態

定期モニタリング等の結果、要求性能を満たさないと組合が判断した場合。

イ 減額措置の手順

(ア) 業務改善手続き

焼却処理を継続できるが、運営事業者の運営業務水準が要求性能の未達及び運営業務委託契約に基づく債務の不履行に至ったと判断した場合、組合と運営事業者は、次の手順で業務の改善に努めるものとする。（図 1 参照）

- i 組合は要求性能の未達及び運営業務委託契約に基づく債務の不履行の改善を行うよう是正勧告を行う。
- ii 運営事業者による要求性能の未達及び運営業務委託契約に基づく債務の不履行に至った原因と責任の究明
- iii 運営事業者による業務改善計画書の作成・提出及び組合の承諾
- iv 業務改善作業への着手
- v 組合による業務改善作業の完了確認

なお、業務水準が要求性能の未達及び業務契約書等の不履行に至った理由が軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続きにすることが可能であるものとする。

- vi 組合は要求性能の未達及び運営業務委託契約に基づく債務の不履行の改善を行うよう是正勧告を行う。
- vii 要求性能の未達及び運営業務委託契約に基づく債務の不履行に至った原因と

責任の究明及び対応策の検討

viii 業務改善作業への着手

ix 組合による業務改善作業の完了確認

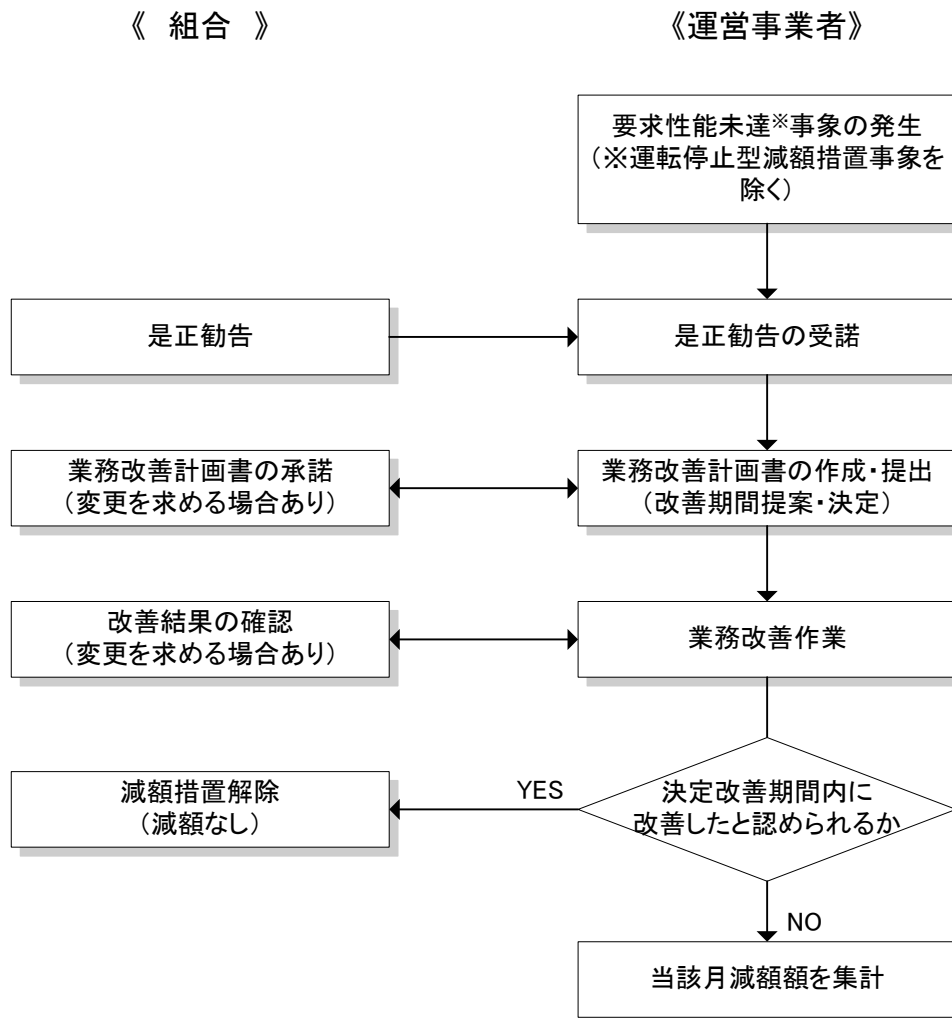


図 1 運転継続型減額措置等

(イ) 減額の算定方法

$$(\text{減額}) = (1 \text{ 日当たりの運営固定費} : \text{円} / \text{日}) \times (\text{改善未確認日数} : \text{日}) \times (\text{減額率} : \%)$$

ただし、「1日当たりの運営固定費：円／日」とは、年間の運営固定費を当該年度の日数で除した額とする。

(ウ) 減額率

改善未確認日（決定改善期間満了日の翌日を起算日）	減額率
10 日目まで	20%
11 日目から 30 日目まで	50%
31 日目以降	100%（支払停止）

7 余剰電力量未達減額措置**(1) 運営事業者による計画余剰電力量の算出**

運営事業者は、事業提案書で提案した計画余剰電力量と実績余剰電力量を確認し、計画余剰電力量の達成状況等を取りまとめた余剰電力量達成状況報告書を運営業務期間中の毎年度組合に提出する。なお、余剰電力量は以下の計算に基づくものとする。

当該年度における実績余剰電力量が計画余剰電力量を下回ったことの原因について、実績処理対象物量、実績ごみ質が要求水準書に規定する計画値と大きく乖離している場合にのみ、提案を受け付ける。

$$\begin{aligned} \cdot \text{余剰電力量} &= \text{本施設における発電電力量} - \text{所内消費電力量} \\ &\quad (\text{新リサイクルセンター及び衛生センターへの供給電力量を除く}) \end{aligned}$$

(2) 組合における余剰電力量達成状況の確認

組合は、運営事業者が提出する余剰電力量達成状況報告書の内容を確認した結果、実績余剰電力量が計画余剰電力量を下回った場合、運営委託業務契約の契約金額のうちの未達成分として 1kWh あたり 13.5 円を乗じた金額を運営事業者に支払う当該年度の運営固定費から控除して支払う。ただし、計画余剰電力量の未達が運営事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを運営事業者が明らかにした場合には、この限りではない。

実績余剰電力量が計画余剰電力量を下回っていたかどうかの判断は、運営業務期間中の毎年度に実施する。なお、当該年度の実績余剰電力量が計画余剰電力量を上回った場合は、次年度に持ち越さないものとする。

8 提案構成市町内発注金額未達減額措置**(1) 運営事業者における構成市町内発注金額の算出**

運営事業者は、事業提案書で提案した計画構成市町内発注金額と実績構成市町内発注金額を確認し、計画構成市町内発注金額の達成状況等を取りまとめた運営業務構成市町内発注金額達成状況報告書を運営業務期間中の毎年度組合に提出する。

(2) 組合における構成市町内発注金額達成状況の確認

組合は、運営業務構成市町内発注金額達成状況報告書の内容を確認した結果、実績構

成市町内発注金額が計画構成市町内発注金額を下回った場合、運営委託業務契約の契約金額のうちの未達成分として運営事業者に支払う当該年度の運営固定費から控除して支払う。ただし、計画構成市町内発注金額の未達が運営事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを運営事業者が明らかにした場合には、この限りではない。

実績構成市町内発注金額が計画構成市町内発注金額を下回っていたかどうかの判断は、運営業務委託期間中の毎年度に実施する。なお、当該年度の実績構成市町内発注金額が計画構成市町内発注金額を上回った場合は、次年度に持ち越さないものとする。